

被虐待児の育児環境の特徴と支援に関する研究

モチヅキ ユ キ コ シノハラ リョウジ スギサワ ユウカ トン レン
 望月 由妃子*1 篠原 亮次*2 杉澤 悠圭*2 童 連*2
 ヒラノ マキ トミサキ エツコ タナカ エミコ ワタナベ タエコ
 平野 真紀*2 富崎 悦子*2 田中 笑子*2 渡辺 多恵子*1
 オンダ ヨウコ カワシマ ユリ アンメ トキエ
 恩田 陽子*1 川島 悠里*1 安梅 勅江*3

目的 本研究は、虐待に関連する養育者側および子ども側要因を経年的な分析により明らかにし、虐待の早期発見・早期支援に向けた支援への一助とすることを目的とした。

方法 全国の認可夜間および併設昼間保育園（18園）に在籍する2～6歳の子どもと保護者2,050名が対象であり、担当保育専門職より「気になる子ども」と評価された40名の園児のうち、2006年度における虐待の聞き取り調査で「虐待」の「確定」「疑い」と評価された6名を対象とし、基準年（2005年）と1年後（2006年）のデータ双方から育児環境と発達状況を分析した。担当保育専門職には「子どもの気になる行動」「園児用発達チェックリスト」の記入とともに、「虐待やネグレクトの有無」について聞き取り調査を行った。

結果 虐待の聞き取り内容では、「疑い」5名、「確定」1名であった。子どもの発達は1年後に「リスクあり」が増加しており、子どもの発達リスクと虐待との関係が示された。その中で1名は1年後に発達が好転しており、背景に保護者の昼間勤務への転職による生活の改善があった。乳幼児の発達に「規則正しい生活リズム」と「情緒的安定」が重要であることが示された。育児環境では「父・母の協力が乏しい」「子どもを持つ友人との交流が乏しい」が基準年および1年後ともに高い割合であり、保護者は配偶者や友人のサポートが得られず孤立した中で子育てをしていた。子どもの失敗への対応に「たたく」と答えた2名は、「精神的に不安定な母親」と「しつけに厳しい父親」であった。また「先週子どもをたたいた回数」は「1～2回以上」が半数以上あり、虐待のグレーゾーンを示していた。「たたいた」と基準年および1年後に回答した保護者のうち3名は同じ人で、子どもの失敗に対し「たたく」と答えた2名と「母子家庭で高校生の姉が面倒を見ているケース」であった。保護者特性では、「育児の自信がない」と半数が基準年および1年後に回答しており、保護者の背景要因に即した適切な支援が求められている。「保育園に行くのを楽しみにしている」は基準年および1年後ともに全数であり、保育園は家庭でのかわりを日常的に補完する役割を担っていた。

結論 児童虐待の早期発見・早期支援のために、保育園等乳幼児期の子どもの支援機関で活用可能な根拠のある支援技術の普及と地域や家庭における子育て支援システムの構築が期待される。

キーワード 児童虐待、子どもの発達、早期発見・早期支援、子育て支援

I 緒 言

「児童虐待防止法」の制定より9年を経て、全国の児童相談所が受け付けた虐待相談総件数

は、1990年の1,101件から2008年の42,662件と激増している。この背景には、核家族化や地縁・血縁の希薄化など、子育て中の家族を取り巻く環境が厳しい状況にあり、多様な育児不安

* 1 筑波大学大学院人間総合科学研究科修士課程 * 2 同博士課程 * 3 同教授

やストレスを抱えながら子育てをしている保護者の増加がある。育児不安がもたらす孤独な育児環境においては、家庭が密室化するため保護者と子どもが過度に密着した関係になりやすく、育児不安が高じると虐待等望ましくない状況が発生する可能性がある。また育児の密室化は、支援の手が入りにくいこともあり、問題の深刻化につながる場合もある。

高橋¹⁾によれば、育児不安の背景は、①社会的要因（核家族化、少子化、地縁・血縁の希薄化等）、②母親へのサポート要因（サポート欠如等）、③母親自身の要因（不安傾向、精神疾患、子どもへの過剰期待、生育歴上の問題、未熟さ）、④子ども側の要因（低体重出生、発達遅滞、発達の偏り、疾患、気質等による育てにくさなど）の4つに分けられ、これらが複雑に絡み合って虐待等の問題を引き起こすことになる。

育児不安への対策として、子育て相談や子育て支援センター等地域での子育てサポート環境の整備とともに、最近では「Nobody's Perfect」「コモンセンス・ペアレント・トレーニング」「トリプルP」等の多様な親教育プログラムが各地で展開されている。また虐待の予防や防止のためには、早期発見・早期支援が原則である。特に子どもや保護者と毎日接する機会がある保育園や幼稚園等、幼児期の子どもの支援機関が果たす役割は大きい。

そこで本研究では、虐待に関連する養育者側および子ども側要因を経年的な分析により明らかにし、虐待の早期発見・早期支援に向けた支援への一助とすることを目的とした。

Ⅱ 対象と方法

全国の認可夜間および併設昼間保育園（18園）に在籍する2～6歳の子どもと保護者2,050名を対象とし、自記式質問紙調査を実施した。質問内容は、保護者には育児環境指標（Index of Child Care Environment, 以下、ICCE²⁾）、子どもの特性（性別、年齢、入園年齢、家族構成、きょうだいの有無）、保護者特性（育児に

対する自信、現在のストレス）であった。ICCEは、子どもと環境とのかかわりを測定する指標で、人的かかわり、社会的かかわり、社会的サポート、制限や罰の回避の4領域13項目で構成されている。各領域におけるリスク群は、人的かかわりが「1週に1～2回以下」、社会的かかわりは「1月に1～2回以下」、制限や罰の回避では「子どもの失敗への対応：たたく」と「先週たいた回数 1～2回以上」とした。担当保育専門職には「子どもの気になる行動」「園児用発達チェックリスト³⁾」の記入を依頼するとともに、「虐待やネグレクトの有無」について聞き取り調査を行った。質問紙の配布および回収は担当保育専門職に依頼した。特に保護者に対する質問票の回収は、封筒による厳封を依頼し、各保育専門職が内容を把握できないよう配慮した。

分析対象は、担当保育専門職より「気になる子ども」と評価された40名の園児のうち、2006年度における虐待の聞き取り調査で、「虐待」の「確定」「疑い」と評価された6名とした。「確定」は、児童相談所に通告し児童相談所が介入しているケースであり、「疑い」は、虐待の可能性が極めて高いことが園内の専門職間で共有されており、児童相談所に虐待ケースとして通告の準備をしているケースである。

分析方法は、「園児用発達チェックリスト」「子どもの気になる行動」「子どもの特性（性別、年齢、入園年齢、家族構成、きょうだいの有無）」「保護者特性（育児に対する自信、現在のストレス）」について、基準年（2005年）と1年後（2006年）のデータ双方から、「虐待」の「確定」「疑い」と評価された園児の育児環境と発達状況を分析した。

なお、ここでは児童虐待の定義を「保護者（親権を行う者、未成年後見者その他の者で児童を現に監護するものをいう）がその監護する児童（18歳に満たない者）について次に掲げる行為をいう。身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待」（児童虐待防止法）とする。

倫理的配慮として、質問紙には調査の目的、個人の名前が出ないこと、調査結果を目的以外

表1 対象の属性

対象ID	性別	年齢（歳）		家族人数（人）		家族構成員	
		基準年	1年後	基準年	1年後	基準年	1年後
A	女	3	4	2	2	A・母	A・母
B	女	3	4	4	4	B・父・母・兄	B・父・母・兄
C	男	3	4	3	3	C・母・姉	C・母・姉
D	男	5	6	4	4	D・母・姉・姉	D・母・姉・姉
E	女	4	5	2	2	E・母	E・母
F	男	4	5	5	6	F・父・母・姉・弟	F・父・母・姉・弟・祖父

に使用しないことを明記した。また筑波大学大学院人間総合科学研究科の倫理審査委員会において承認を得ている。

Ⅲ 結 果

(1) 対象属性と虐待調査結果

分析の対象とした6名の子どもの特徴を表1に示す。

年齢は、基準年時点で3歳が3名、4歳2名、5歳1名であり、性別では男児3名、女児3名であった。

家族人数と家族構成員をみると、両親がいる家庭は対象Bと対象Fで他の4家庭は母親と子どものみの世帯であった。また基準年と1年後の比較では、対象Fのみ1年後に変化があり祖父が同居し始めていることを示していた。

虐待に関する聞き取り内容を表2に示した。虐待の疑い5名、確定1名であった。

(2) 子どもの発達

子どもの発達については「発達リスクあり」の対象児と割合を表3に示した。

基準年に「発達リスクあり」は2名で、対象Dがすべての項目に、対象Eは言語表現にのみ発達の遅れがみられたが、1年後には6人中4人に4項目以上に「リスクあり」が認められ、基準年から1年後にかけて発達の遅れが顕著になった。しかし対象Dのみが基準年すべての項目に「リスクあり」を示し、1年後には「リスクあり」は粗大運動のみに好転していた。

表2 虐待に関する聞き取り内容

対象ID	虐待 1 = 疑い 2 = 確定	内 容
A	1	精神的に不安定な時は、乱暴な言葉でしつけをしていることが多々見られた。子育てアドバイスなどをあまり受けたがらない（子どもを預かってくれればいい）。
B	1	ネグレクト
C	2	内縁の夫、母からの虐待あり。児童相談所と連携している。
D	1	母子家庭、高校2年生の姉が帰宅後に面倒を見ている。
E	1	ネグレクト
F	1	父が長男として厳しくしつけをしている。

表3 「発達リスクあり」対象児の割合（%）

項目	基準年			1年後		
	人数	対象	%	人数	対象	%
粗大運動	1	D	17	5	A・B・D・E・F	83
微細運動	1	D	17	3	A・E・F	50
生活技術	1	D	17	1	A	17
対人技術	1	D	17	4	A・B・E・F	67
言語表現	2	D・E	33	4	A・B・E・F	67
言語理解	1	D	17	3	A・B・E	50

(3) 育児環境と保護者特性

基準年と1年後のICCE、保護者の特性、保育園への適応を表4に示す。

ICCEの人的かかわりの領域においては、「父・母の協力が乏しい」は、基準年3名、1年後4名であり、ともに6割を超えていた。社会的かかわりの領域では「子どもと公園に行く機会が乏しい」は、基準年、1年後ともに4名であった。また「子どもを持つ友人との交流が乏しい」は、基準年6名、1年後5名であり高い値を示していた。

制限や罰の回避の領域では、「子どもの失敗への対応」に対して「たたく」と答えた人は、

表4 育児環境指標

	基準年 (%)	人数	ID	1年後 (%)	人数	ID
1. 人的かかわり 「父・母の協力が乏しい(週に1~2回以下)」	60	*3	B・E・F	67	4	A・B・D・F
2. 社会的かかわり 「子どもと公園に行く機会が乏しい(月に~2回以下)」	67	4	C・D・E・F	80	*4	A・D・E・F
「子どもを持つ友人との交流が乏しい(月に1~2回以下)」	100	6	A・B・C・D・E・F	89	5	A・B・C・D・F
3. 制限や罰の回避 「子どもの失敗への対応：たたく」	33	2	A・F	17	1	A
「先週たいた回数 1~2回以上」	67	4	A・C・D・F	50	3	A・D・F
「たたかない」	33	2	B・E	50	3	B・C・E
4. 社会的サポート 「保育園以外に子どもの世話をしてくれる人」	いない いる ¹⁾	17 83	C A・B・D・E・F	50 50	3 3	B・C・E A・D・F
「子育てについて相談できる人」	いない いる ²⁾	17 83	C A・B・D・E・F	17 83	1 5	A B・C・D・E・F
5. 保護者の特性 「育児の自信がない」		50	A・C・E	50	3	A・C・E
「ストレス-妊娠期 あり」 ³⁾	40	*2	D・E	17	1	E
「ストレス-出産直後 あり」 ⁴⁾	60	*3	A・E・F	50	3	A・C・E
「ストレス-現在 あり」 ⁵⁾	60	*3	A・D・E	33	2	A・C
6. 保育園への適応 「保育園に行くのを楽しみにしている」	100	6	A・B・C・D・E・F	100	6	A・B・C・D・E・F

n = 6 (*n = 5)

注 1) (いるの内訳) 基準年：配偶者1 祖父母2 親戚1 ベビーシッター他2 1年後：人間関係

2) (いるの内訳) 基準年：配偶者1 祖父母2 友人2 親戚2 保母1

1年後：配偶者0 祖父母2 友人2 隣人1 保母2 園長2 その他1

3) (内容) 基準年：体調25% 仕事25% 人間関係50% 1年後：人間関係

4) (内容) 基準年：子育て29% 体調43% 仕事14% 人間関係14% 1年後：子育て20% 体調40% 仕事20% 人間関係20%

5) (内容) 基準年：子育て14% 体調14% 仕事43% 人間関係29% 1年後：子育て33% 体調33% 仕事17% 人間関係17%

基準年2名、1年後1名であった。基準年の2名は、『母親が精神的に不安定なケース：A』と『父親が長男として厳しくしつけをしているケース：F』であり、精神的に不安定な母親やしつけに厳しい父親は、日常的に子どもの失敗に対してたたいていた。

しかし「先週子どもを何回たたいたか」については「1~2回以上」が、基準年4名、1年後3名であり、3名は同じ保護者であった。内訳は、『母親が精神的に不安定なケース：A』『母子家庭で高校生の姉が面倒を見ている(ネグレクト)ケース：D』『父親が長男として厳しくしつけをしているケース：F』であり、日常的に虐待的状況にあった。

社会的サポートの領域では、「保育園以外に子どもの世話をしてくれる人がいない」は、基準年1名、1年後3名であった。「子育てについて相談できる人がいない」は、基準年と1年後で各1名のみであった。1年後の特徴として、対象Dの保護者が相談者として5人(友人・隣

人・保母・園長・その他)を上げていた。

社会的サポートにおいて配偶者の割合が低いのは、配偶者のいる家庭が2名のためである。

保護者特性では、「育児の自信がない」と半数の同一保護者A・C・Eが回答し、経年的に変化はない。ストレスでは、「妊娠期あり」は、基準年2名、1年後1名であり、内容として基準年は体調・仕事・人間関係を、1年後は人間関係であった。「出産直後あり」は、基準年と1年後で3名あり、内容は子育て・体調・仕事・人間関係であった。「現在あり」は、基準年3名、1年後3名であり、内容は、基準年では仕事が最も高く、1年後では子育てと体調が高めの割合を示していた。

保育園への適応では「保育園に行くのを楽しみにしている」は、基準年、1年後ともに全数であった。

(4) 事例検討

子どもの発達に関して、基準年すべての項目

に「リスクあり」のDが、1年後には「リスクあり」は粗大運動のみと変化した。Dは基準年（年中児）にはクラスの中でもっとも体格が小さく運動機能が劣っていたが、1年後には徐々に同年齢の子どもの発達に追いついた。その背景には母親の本児への気持ちの変化と転職がある。基準年に夜間勤務に従事していた母親は、登降園時間が不規則であり、夜間は高校2年生の姉にDの世話を任せていた。そのため保育園では、母親のネグレクトとして児童相談所に通告の準備をしていた。

しかし母親は1年後のDの小学校入学に備えて昼間勤務に転職した。その結果、Dの登降園時間が一定になり、生活全般に規則的なリズムがもたされた。Dは、毎日朝の登園時から他児と一緒に活動に参加し、保育園のカリキュラムを順調にこなしていった。その結果、次第に体力が付き発達の遅れが目立たなくなった。同時にDは母親と過ごす時間が増え親子の関係性が変化し、Dに情緒的安定をもたらした。

一方で母親自身の変化としては、基準年の「現在ストレスあり」が、1年後には「なし」に好転していた。Dの小学校入学後の生活を考慮して転職を決意した母親であるが、結果的に母親自身にも変化をもたらしていた。

Ⅳ 考 察

2002年の全国調査では子ども虐待の発生は1年間に約35,000人であり、0～17歳1,000人中1.54人と推定されている⁴⁾。この割合によれば、本研究対象2,050名中の被虐待児は3名となるが、本研究で虐待およびその可能性が高いと評価された子どもが6名であり、ほぼ妥当な数字だと言える。

(1) 子ども側の要因

昨今、発達障害の子どもへの関心が深まり、発達指標に示されている各項目の段階を踏まない子ども、発達のバランスの悪い子どもの存在が確認されている⁵⁾。

本研究では、1年後の発達リスクが顕著に少

なくなったDの事例がある。この事例では、母親の転職がもたらした規則正しい生活が子どもの情緒を安定させるとともに発達を促した。乳幼児の発達に、規則正しい生活リズムと情緒的安定が大切な要素であることが示された。

発達障害の特性を理解できず、手を上げる、怒鳴る、無視するという母親の事例では、母親の困難さを受容しながら子どもへの対応方法を教えた結果、母親と子どもの双方が情緒的に安定し、子どもの発達が促されたという報告がある⁶⁾。

「子どもの発達リスクあり」は虐待の発生と深い関係があり⁵⁾、発達障害児は育てにくい上、子育ての負担が大きく、親子の情緒的関係形成が困難で虐待を受けやすい⁴⁾。虐待が悪化しないよう、「発達リスク」により生じる子どもの扱いにくさへの保護者の認識を変える心理的および教育的支援が必要となる。保護者が子どもの扱いにくさの原因を「発達の緩やかさ」であると受容することの有効性が明らかになっている⁵⁾。

(2) 育児環境の要因

虐待する保護者は、配偶者や家族からのサポートが得られず、1人で子育てをしていた。協力者がいない状況での子育ては、仕事を持つ保護者にとって大きな負担となる。乳幼児を持つ保護者は、近所や友人の付き合いが少ないほど子育て不安が高く、配偶者の子育て参加や精神的支えが多い保護者ほど子育て不安が少ない⁸⁾。地域で子育て中の親子をサポートする事業等の必要性が示唆された。

社会的かかわりの「子どもを持つ友人との交流が乏しい」ことは、同世代の友人との交流が乏しく、孤立した状況で育児が行われていることを示している。気軽に本音を言え、サポートを依頼したり育児の相談等ができる友人が存在しない可能性がある。

公園で遊ぶ機会や同年代の子どもと関わる機会の確保は、子どもの社会性の発達において重要である⁹⁾。保育園では、屋外での遊びや同年代の子どもとの交流は毎日行われており、社会

的ななかかわりを日常的に補完する役割を担っている。

制限や罰の回避の領域では、子どもを「たたたく」とした保護者は継続的にたたいていた。児童虐待防止法では、たとえしつけのつもりであっても子どもをたたくことを禁止している。したがって週に1～2回以上子どもをたたく保護者は「虐待のグレーゾーン」に含まれる。

しかし、たたく頻度に関して3名の経年変化をみると、基準年から1年後にかけてわずかではあるが減少していた。個別にみると、「子どもの失敗への対応：たたたく」と「子どもをたたく頻度」の両項目ともに、基準年から1年後にかけて人数や頻度の減少がみられた。保育園が不適切な家庭状況を早期に発見し保護者や子どもをサポートした可能性がある。対象保育園は、日常的に保護者や子どもへの質の高い保育に向けた意識が高く、気になる子どもや保護者の変化や状況を早期に把握し適切に対応していた。

科学的な事実や実態調査、現状把握をもとに子育て方法を検討することがなによりも大切である¹⁰⁾。子どもを虐待から守るためには、保育園等、乳幼児期の子どもの支援機関における早期発見・早期サポートが欠かせない。

社会的サポートの領域においては、「保育園以外に子どもの世話をしてくれる人がいない」は、基準年から1年後にかけて増加しており、この間に子どもを取り巻く環境が悪化している。生活を維持するためにも、子どもの病気等で保育園以外に子どもの世話を委ねる人の存在は欠かせない。保護者の育児不安から虐待等を防止するためにも⁷⁾、病児保育や休日保育等保育園の役割拡張、あるいは保育園以外に福祉サービスの整備が必要である。

「子育てについて相談できる人がいない」は、基準年、1年後ともに1名だけであった。それ以外の人との相談者の内訳は、配偶者、祖父母、友人、親戚、保母、隣人、友人、園長等であり、身近に子育てについて相談できる人は存在していた。児童虐待の予防には日常的なかかわりの中で保護者を支えていく仕組みが必要であり¹⁾、価値観の多様化している現在、保護者のニーズ

に合った相談者の存在が求められる。

また「保育園以外に子どもの世話をしてくれる人がいない」と「子育てについて相談できる人がいない」は同一者Cであり、「友人との交流」も「めったにない」、「育児の自信がない」は「よくある」と答えていた。周囲からのサポートが得られず、孤立した中で子育てしている困難さが育児に対する自信のなさにつながる。子育てと仕事の両立の中で起こる満たされない感情や心理的な葛藤、精神的なストレスといったワーク・ファミリー・コンフリクトには、“職場風土”の他に、“安心”や“相談相手”といった要因が効果をもたらす¹¹⁾。Cは『内縁の夫、母からの虐待があり』児童相談所に通告されている事例であり、環境要因の整備によるサポートの継続が必要である。

(3) 保護者特性の要因

「育児の自信がない」は、同一者が継続的に訴えていた。育児不安をもたらす要因として心配事が解決されないこと⁵⁾があり、保護者の背景要因を明確にし、どのようなサポートが必要かを検討する必要がある。

「出産直後ストレス」では、半数の人がありと答え、内容は子育てが最も高かった。「現在ストレスあり」の内容でも、子育てが高い値を示した。子育てのストレスは、子育ての嫌悪感、子育てへの自信の喪失、心が満たされない空虚感、理解されない子育ての負担の4つ概念から構成され、子どもの虐待感と強い関連がある¹²⁾。また虐待をしているのではないかと思う母親は、育児不安の得点が有意に高く、夫の対応が悪く精神的な支えとなっていない¹³⁾。本研究では対象B除く全員が「ストレスあり」と回答し、ストレスと虐待には関係がみられた。ストレスが継続する者の要因（環境・性格傾向・子どもの発達等）を明確にし、サポートにつなげることが期待される。

V 結 論

今後、効果的な子育て支援に向けた課題は、

第1に、児童虐待の早期発見・早期支援のために、保育園等乳幼児期の子どもの支援機関で活用可能な根拠のある具体的な支援技術の普及である。本研究では被虐待児の1年後の子どもの発達リスクが顕著であり、子どもの発達の遅れや偏りに注目し、保護者サポートの必要性が示された。また規則的な生活が子どもの発達を促すことが明らかとなった。保育専門職が活用可能な根拠ある具体的な支援技術の早期普及が求められる。

第2に、地域や家庭における子育て支援システムの構築である。本研究では孤立化しサポートのない子育てをしている保護者の実態が明らかとなった。

被虐待児への処遇として社会的養護から在宅養育への動きがある現在¹⁴⁾、子どもを虐待から守り保護者を支援するために、孤立化した中で子育てに困難を感じている保護者への地域における多様な子育て支援システムが求められている。

謝辞

本研究は、文部科学省科学研究費(19330126)の助成を受けて実施したものである。調査にご協力いただいた全国夜間保育連盟 天久薫会長をはじめ連盟の皆様、保護者の皆様に深謝いたします。

文 献

- 1) 高橋重宏. 子ども虐待-子どもへの最大の人権侵害. 有斐閣, 2008; 205-27.
- 2) 安梅勅江. 子育て環境と子育て支援-よい長時間保育の見分け方. 東京: 勁草書房, 2004; 1-144.
- 3) 安梅勅江. 保育パワーアップ講座. 日本小児医事出版社, 2007; 1-120.
- 4) 小林登. 児童虐待および対策の実態把握に関する総合的研究. 厚生科学研究 平成13年度研究報告書 2003; 3-22.
- 5) 渡辺隆. 子ども虐待と発達障害-発達障害のある子ども虐待への援助手法. 東洋館出版社, 2008; 83-96.
- 6) 安梅時江. 根拠に基づく子育て・子育てエンパワメント-子育て環境評価と虐待予防. 日本小児医事出版社, 2009; 36-48.
- 7) 渡辺隆. 発達障害のある子どもと虐待事例の家族援助 子ども虐待の親に対する心理教育的介入について. 障害者問題研究 2009; 30-8.
- 8) 八重樫牧子, 小河孝則. 母親の子育て不安と母親の就労形態との関連性に関する研究. 川崎医療福祉学会誌 2002; 12 (2): 219-39.
- 9) 安梅勅江. 子育て環境と子育て支援-よい長時間保育の見分け方. 東京: 勁草書房, 2006; 3-178.
- 10) 原田正文. 子育ての変貌と次世代育成支援-兵庫レポートに見る子育て現場と子ども虐待予防. 名古屋大学出版会, 2007; 255-9.
- 11) 久井志保. 企業による育児支援がワーク・ファミリー・コンフリクトへ及ぼす効果について-企業内保育所を設置する企業の実態から-. 兵庫大学論集 2008; 13: 201-9.
- 12) 中村敬. 地域における子育て支援-育児ストレスとその生成要因について-. 大正大学紀要 2007; 92: 316-36.
- 13) 巽あさみ, 小野雄一郎. 「子どもを虐待しているのではないか」と思う母親の虐待の認識と背景要因の検討. 医学と生物学 2004, 148 (2): 8-13.
- 14) 日本子ども虐待防止学会第15回学術集会埼玉大会~児童虐待防止法制定10周年記念大会~プログラム・抄録集.